

「平成30年7月豪雨」(西日本豪雨) に関する支援について

平成30年6月28日からの台風第7号及び梅雨前線の影響による「平成30年7月豪雨」の被害にあわれた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

「平成30年7月豪雨」が特定非常災害に指定されたことに伴い、日本司法支援センター（法テラス）では以下の支援を開始いたしました。

1 弁護士・司法書士による面談での「無料法律相談」

○対象

「平成30年7月豪雨」に際し災害救助法が適用された市町村の区域に同年6月28日において住所、居所、営業所などがあった方

○内容

生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います
不動産問題、金銭問題、相続問題など、民事に関する問題全般について相談できます

○相談回数

同一の問題についてのご利用は、3回までとさせていただきます

※ご利用については、最寄りの法テラスへご連絡ください

2 災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

○対象

「平成30年7月豪雨」の被害にあわれた方なら、どなたでも無料でご利用いただけます

○利用方法

おなやみレスキュー

① 電話でのお問合せ 専用フリーダイヤル：0120-078309

(対応時間) 平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで
(利用料・通話料) 0円

② 法テラスのホームページで確認 (専用ページタイトル「平成30年7月豪雨 (西日本豪雨) Q&A」)

法テラスのホームページで「平成30年7月豪雨」専用のQ&Aを公開しました
よくあるお問合せとその答えを集約し、公開しております

③ メールでのお問合せ

②の専用ページにある「メールでのお問い合わせ」からご利用いただけます